

第137期 定時株主総会 招集ご通知



信頼の、さらにその先へ。

■開催日時

2019年6月21日（金曜日）午前10時

■開催場所

岩手県盛岡市中央通一丁目2番3号
当行本店9階会議室
(裏表紙のご案内略図をご覧ください。)

インターネットおよび郵送による 議決権行使期限

2019年6月20日（木曜日）午後5時15分



The Bank of Iwate, Ltd.

証券コード：8345

目次

第137期定時株主総会招集ご通知	1
インターネットによる議決権行使のお手続きについて	3
(株主総会参考書類)	
第1号議案 剰余金の処分の件	5
第2号議案 定款一部変更の件	6
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）10名選任の件	7
第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件	14
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件	15
(添付書類)	
事業報告	17
計算書類	40
連結計算書類	42
監査報告書	44
株主総会会場ご案内略図	

株 主 各 位

証券コード 8345
2019年5月30日

岩手県盛岡市中央通一丁目2番3号

株式会社 **岩 手 銀 行**

取締役頭取 **田口 幸雄**

第137期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、当行第137期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2019年6月20日（木曜日）午後5時15分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2019年6月21日（金曜日）午前10時
2 場 所	岩手県盛岡市中央通一丁目2番3号 当行本店 9階会議室
3 株主総会の 目的事項	報告事項 1.第137期（2018年4月1日から 2019年3月31日まで）事業報告および計算書類の内容報告の件 2.第137期（2018年4月1日から 2019年3月31日まで）連結計算書類の内容ならびに会計監査人 および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）10名選任の件 第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

4 議決権の行使についてのご案内

株主総会参考書類5頁～16頁をご検討のうえ、議決権の行使をお願い申し上げます。
議決権行使には以下の3つの方法がございます。

株主総会ご出席による議決権行使



株主総会開催日時

2019年6月21日（金曜日）午前10時

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また紙資源節約のため、「第137期定時株主総会招集ご通知」（本書）をご持参ください。

郵送による議決権行使



行使期限

2019年6月20日（木曜日）午後5時15分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するように郵送ください。

インターネットによる議決権行使



行使期限

2019年6月20日（木曜日）午後5時15分送信分まで

インターネットによる議決権行使に際しましては、3頁から4頁に記載の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご確認いただき、行使期限までに行ってください。

【複数回にわたり行使された場合の取扱い】

郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

以上

- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「当行の新株予約権等に関する事項」、計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当行ホームページ（<https://www.iwatebank.co.jp/ir/stock/meeting.html>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。
したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、計算書類および連結計算書類の一部であります。
- 株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の内容を当行ホームページ（<https://www.iwatebank.co.jp/ir/stock/meeting.html>）に掲載いたしますのでご了承ください。



インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコン等から、当行の指定する議決権行使ウェブサイトへアクセスいただくことによってのみ可能です。

議決権行使期限

2019年6月20日（木）
午後5時15分送信分まで

機関投資家のみなさまへ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。



QRコードを読み取る方法（スマートフォンの場合）

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

※下記方法での議決権行使は1回に限ります。

2回目以降にログインの際は、次頁に記載のご案内に従ってログインして下さい。

1 QRコードを読み取る

「ログイン用QRコード」は
こちら



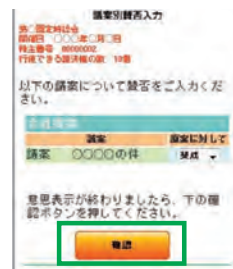
お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

2 議決権行使方法を選ぶ



議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選ぶ。

3 各議案の賛否を選択



画面の案内に従って各議案の賛否を選択

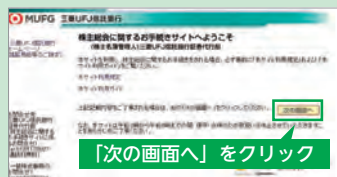
画面の案内に従って
行使完了です。



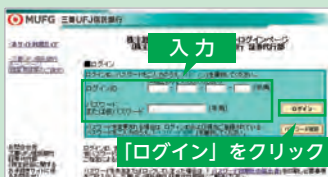
ログインID・仮パスワードを入力する方法

1

議決権行使ウェブサイトへアクセス



議決権行使ウェブサイト
<https://evote.tr.mufig.jp/>

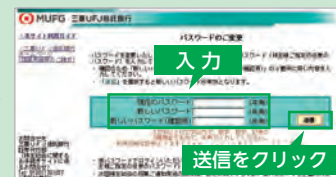


2

お手元の議決権行使書副票(右側)に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力

3

現在のパスワードを「現在のパスワード」に、新しいパスワードを「新しいパスワード」と「新しいパスワード（確認用）」の両方に入力



以降、画面の案内に従い
議決権をご行使ください。

ご注意事項

- 株主さま以外の第三者による不正アクセス（なりすまし）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使ウェブサイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- スマートフォンまたはパソコン等による議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は、株主さまのご負担となります。
- インターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

議決権行使に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

0120-173-027

（受付時間 9：00～21：00 通話料無料）

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当行は、銀行業として公共性と経営の健全性確保の観点から、内部留保の充実を図るとともに、株主のみなさまへ安定的な配当を継続することを基本方針としております。この配当方針のもと、第137期の期末配当およびその他の剰余金の処分につきましては、当事業年度の業績、経営環境ならびに今後の事業展開を総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

配当財産の種類	金銭
株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額	当行普通株式1株につき金 35円 なお、この場合の配当総額は627,030,075円となります。これにより、すでにお支払いさせていただいております中間配当金1株につき35円と合わせ、年間の配当金は1株につき70円となります。
剰余金の配当が効力を生じる日	2019年6月24日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

減少する剰余金の項目およびその額	繰越利益剰余金 3,000,000,000円
増加する剰余金の項目およびその額	別途積立金 3,000,000,000円

1. 提案の理由

経営基盤の健全性の向上を目的とし、コーポレート・ガバナンスの一層の充実と更なる企業価値の向上を図るため、現行定款第20条に定める監査等委員である取締役の員数を1名増員し、4名以内から5名以内へと変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本定款変更は、本定時株主総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第4章 取締役および取締役会 (員数)	第4章 取締役および取締役会 (員数)
第20条 当銀行の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、12名以内とする。	第20条 当銀行の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、12名以内とする。
2. 当銀行の監査等委員である取締役は、 <u>4</u> 名以内とする。	2. 当銀行の監査等委員である取締役は、 <u>5</u> 名以内とする。

第3号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く）10名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案について同じです。）10名は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、新たに取締役10名の選任をお願いするものであります。

なお、監査等委員会は本議案について検討した結果、各候補者とも当行取締役として適任であると判断いたしました。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	現在の当行における地位	取締役会の出席状況
1	たか はし まさ ひろ 高 橋 真 裕	代表取締役会長 再任	14回/14回 (100%)
2	た ぐち さち お 田 口 幸 雄	代表取締役頭取 再任	14回/14回 (100%)
3	み うら しげ き 三 浦 茂 樹	常務取締役 再任	14回/14回 (100%)
4	さ とう もとむ 佐 藤 求	常務取締役 再任	14回/14回 (100%)
5	さ さ き やす し 佐々木 泰 司	常務取締役 再任	14回/14回 (100%)
6	いし かわ けん せい 石 川 健 正	執行役員 東京営業部長 新任	—
7	かき き やす たか 柿 木 康 孝	執行役員 人事部長 新任	—
8	み うら ひろし 三 浦 宏	社外取締役 再任 社外 独立	14回/14回 (100%)
9	たか はし あつし 高 橋 温	社外取締役 再任 社外 独立	13回/14回 (92%)
10	う べ ふみ お 宇 部 文 雄	社外取締役 再任 社外 独立	14回/14回 (100%)

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者

候補者番号

1

た か は し ま さ ひ ろ
高橋 真裕

(1950年12月25日生)

再任

■ 所有する当行株式の数 5,100株

■ 略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1973年 4 月	当行入行	2002年 7 月	同	執行役員審査部長
1996年10月	同 平舘支店長	2003年 6 月	同	常務取締役
1998年10月	同 審査部審査役	2007年 6 月	同	代表取締役頭取
2000年 4 月	同 審査部長	2014年 6 月	同	代表取締役会長（現任）

■ 取締役候補者とした理由

2007年6月の代表取締役頭取就任以来、当行の経営を的確・効率的に担っております。2014年6月からは代表取締役会長に就任しており、豊富な経験と実績により銀行の経営管理を的確、公正、効率的に遂行できる能力と十分な社会的信用を有していることから、取締役候補者いたしました。

候補者番号

2

た ぐ ち さ ち お
田口 幸雄

(1953年9月28日生)

再任

■ 所有する当行株式の数 3,000株

■ 略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1977年 4 月	当行入行	2009年 6 月	同	取締役東京営業部長
2003年 6 月	同 個人営業部長	2010年 6 月	同	常務取締役
2006年 7 月	同 執行役員個人営業部長	2013年 6 月	同	専務取締役
2007年 6 月	同 執行役員東京営業部長	2014年 6 月	同	代表取締役頭取（現任）

■ 取締役候補者とした理由

2009年6月の取締役就任以来、東京営業部長のほか、審査・営業・市場・企画部門等を統括するなど、本部・営業店いずれの業務についても経験が豊富であり、バランス感覚に優れております。2014年6月からは代表取締役頭取として当行の経営を担っており、銀行の経営管理を的確、公正、効率的に遂行できる能力と十分な社会的信用を有していることから、取締役候補者いたしました。

候補者番号

3

み う ら し げ き
三浦 茂樹

(1957年11月25日生)

再任

■ 所有する当行株式の数 3,300株

■ 略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1981年 4 月	当行入行	2013年 6 月	同	取締役総合企画部長兼広報CSR室長
2007年 6 月	同 個人営業部長	2014年 4 月	同	取締役総合企画部長
2010年 4 月	同 宮古中央支店長	2015年 6 月	同	常務取締役（現任） （総務部、法人戦略部、リテール戦略部 担当）
2012年 6 月	同 総合企画部長			
2012年 7 月	同 執行役員総合企画部長			
2013年 4 月	同 執行役員総合企画部長兼広報CSR 室長			

■ 取締役候補者とした理由

営業店長、個人営業部長等を歴任後、2013年6月から取締役総合企画部長を務めたほか、2015年6月からは常務取締役として審査・リスク統括・総合企画・総務・法人戦略・リテール戦略部門を統括するなど、業務全般を熟知しており、銀行の経営管理を的確、公正、効率的に遂行できる能力と十分な社会的信用を有していることから、取締役候補者いたしました。

候補者番号

4

さ と う も と む
佐藤 求

(1961年2月13日生)

再任

■ 所有する当行株式の数 800株

■ 略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1983年 4 月	当行入行	2015年 7 月	同	執行役員システム部長
2005年10月	同 緑が丘支店長	2016年 6 月	同	取締役システム部長
2008年10月	同 事務開発部長代理	2017年 7 月	同	取締役事務統括部長
2009年 4 月	同 事務開発部副部長	2018年 6 月	同	常務取締役（現任） （人事部・リスク統括部・秘書室担当）
2011年 7 月	同 事務開発部長			
2013年 4 月	同 システム部長			

■ 取締役候補者とした理由

営業店長のほか、人事・営業企画・システム部門等での勤務経験を有し、銀行業務全般に精通しております。2011年7月からは部長、2015年7月からは執行役員、2016年6月からは取締役としてシステム部門を統括、2018年6月からは常務取締役として人事・リスク統括・秘書部門を統括するなど、銀行の経営管理を的確、公正、効率的に遂行できる能力と十分な社会的信用を有していることから、取締役候補者いたしました。

候補者番号

5

さ さ き やす し
佐々木 泰司

(1961年6月23日生)

再任

■ 所有する当行株式の数 1,620株

■ 略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1984年4月	当行入行	2015年6月	同	総合企画部長	
2005年10月	同	人事部長代理	2016年6月	同	取締役総合企画部長
2009年4月	同	遠野支店長	2018年6月	同	常務取締役（現任） （総合企画部長委嘱）
2012年6月	同	リスク管理部長兼金融商品管理 室長			
2013年4月	同	リスク統括部長兼金融商品管理 室長			

■ 取締役候補者とした理由

営業店長のほか、人事・リスク管理・企画部門等での勤務経験を有し、銀行業務全般に精通しております。2012年6月からはリスク管理部長、2015年6月からは総合企画部長を務めたほか、2016年6月からは取締役、2018年6月からは常務取締役として、総合企画部門を統括しており、銀行の経営管理を的確、公正、効率的に遂行できる能力と十分な社会的信用を有していることから、取締役候補者いたしました。

候補者番号

6

いし かわ けん せい
石川 健正

(1961年5月27日生)

新任

■ 所有する当行株式の数 600株

■ 略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1984年4月	当行入行	2010年6月	同	一戸支店長	
2003年11月	同	日高支店長	2013年4月	同	市場金融部長
2005年6月	同	市場金融部主任調査役	2016年6月	同	東京営業部長
2006年2月	同	市場金融部長代理	2016年7月	同	執行役員東京営業部長（現任）
2009年6月	同	市場金融部副部長			

■ 取締役候補者とした理由

営業店長のほか、市場部門等での勤務経験を有し、銀行業務全般に精通しております。2013年4月からは市場金融部長、2016年7月からは執行役員東京営業部長を務めるなど、銀行の経営管理を的確、公正、効率的に遂行できる能力と十分な社会的信用を有していることから、取締役候補者いたしました。

招集
通知

参考
書類

事業
報告

計算
書類

連結
計算
書類

監査
報告
書

候補者番号

7

か き き や す た か
柿木 康孝

(1960年4月14日生)

新任

■ 所有する当行株式の数 700株

■ 略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1983年4月	当行入行	2015年4月	同	水沢支店長	
2001年10月	同	人事部長代理	2016年4月	同	理事水沢支店長
2008年4月	同	一戸支店長	2017年4月	同	執行役員北上支店長
2010年6月	同	中ノ橋支店長	2018年4月	同	執行役員人事部長（現任）
2013年6月	同	人事部長			

■ 取締役候補者とした理由

営業店長のほか、人事部門等での勤務経験を有し、銀行業務全般に精通しております。2013年6月からは人事部長、2017年4月からは執行役員北上支店長、2018年4月からは執行役員人事部長を務めるなど、銀行の経営管理を的確、公正、効率的に遂行できる能力と十分な社会的信用を有していることから、取締役候補者となりました。

候補者番号

8

み う ら ひ ろ し
三浦 宏

(1943年3月1日生)

再任

社外取締役候補者

独立役員

■ 所有する当行株式の数 0株

■ 略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1968年4月	株式会社岩手日報社入社	2009年6月	当行取締役（現任）
1995年7月	同 編集局長	2014年6月	株式会社岩手日報社代表取締役会長
1996年6月	同 取締役編集局長	2018年6月	同 相談役（現任）
2000年6月	同 常務取締役総務局長		
2002年6月	同 専務取締役総務局長		
2004年6月	同 代表取締役社長		

■ 社外取締役候補者とした理由

2018年6月まで株式会社岩手日報社の代表取締役会長を務め、現在は同社の相談役の地位にあります。引き続き、経営者としての豊富な経験と幅広い識見を当行の経営に活かしていただくため、社外取締役候補者となりました。

候補者番号

9

た か は し
高橋

あ つ し
温

(1941年7月23日生)

再任

社外取締役候補者

独立役員

■ 所有する当行株式の数 1,000株

■ 略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1965年 4 月	住友信託銀行株式会社（現三井住友信託銀行株式会社）入行	2011年 4 月	同 相談役
1991年 6 月	同 取締役業務部長	2011年 6 月	当行取締役（現任）
1993年 6 月	同 常務取締役企画部長	2011年 6 月	京王電鉄株式会社取締役（現任）
1995年 2 月	同 常務取締役	2016年 7 月	三井住友信託銀行株式会社特別顧問
1997年 6 月	同 専務取締役	2018年 7 月	同 名誉顧問（現任）
1998年 3 月	同 取締役社長	（重要な兼職の状況）	
2005年 6 月	同 取締役会長	三井住友信託銀行株式会社名誉顧問	
		京王電鉄株式会社取締役	

■ 社外取締役候補者とした理由

2011年3月まで住友信託銀行株式会社（現三井住友信託銀行株式会社）の取締役会長を務め、現在は同社の名誉顧問であるほか、京王電鉄株式会社の社外取締役を務めております。引き続き、金融機関経営者としての豊富な経験と幅広い識見を当行の経営に活かしていただくため、社外取締役候補者いたしました。

候補者番号

10

う べ ふ み お
宇部 文雄

(1948年5月13日生)

再任

社外取締役候補者

独立役員

■ 所有する当行株式の数 0株

■ 略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1973年 4 月	東北電力株式会社入社	2012年 7 月	一般社団法人東北経済連合会副会長
2005年 6 月	同 執行役員秘書室長	2013年 6 月	当行取締役（現任）
2007年 6 月	同 上席執行役員東京支社長	2015年 6 月	東北生産性本部会長（現任）
2009年 6 月	同 常務取締役支店統轄	（重要な兼職の状況）	
2010年 6 月	同 取締役副社長	東北生産性本部会長	
2012年 6 月	同 退任		

■ 社外取締役候補者とした理由

2012年6月まで東北電力株式会社の取締役副社長を務めたほか、2015年6月まで一般社団法人東北経済連合会副会長を務め、現在は東北生産性本部の会長を務めております。引き続き、経営者としての豊富な経験と幅広い識見を当行の経営に活かしていただくため、社外取締役候補者いたしました。

招集通知

参考書類

事業報告

計算書類

連結計算書類

監査報告書

- (注) 1. 各候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
2. 三浦宏氏、高橋温氏、宇部文雄氏は、社外取締役候補者であります。
3. 三浦宏氏、高橋温氏、宇部文雄氏は、現在、当行の取締役であり、社外取締役としての在任期間は本定時株主総会終結の時をもって、三浦宏氏が10年、高橋温氏が8年、宇部文雄氏が6年となります。なお、当行は、三浦宏氏、高橋温氏、宇部文雄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
4. 社外取締役との責任限定契約について
当行は、社外取締役候補者三浦宏氏、高橋温氏、宇部文雄氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによって生じた当行に対する損害賠償責任を法令で定める最低責任限度額とする旨の責任限定契約を締結しております。3氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査・監督機能の一層の強化を図るため、監査等委員である取締役1名を増員することといたしたく、選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

た か は し ひ ろ あ き
高橋 博昭 (1961年1月29日生)

新任

■ 所有する当行株式の数 1,400株

■ 略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1984年4月 当行入行
2007年4月 同 本店営業部長代理兼営業渉外課長
2009年4月 同 平舘支店長
2011年6月 同 審査部長
2014年6月 同 東京営業部長
2014年7月 同 執行役員東京営業部長
2016年6月 同 常務取締役（現任）
（審査部、市場金融部担当）

■ 取締役候補者とした理由

営業店長、審査部長等を歴任後、2014年7月から執行役員東京営業部長を務めたほか、2016年6月からは常務取締役として事務統括・システム・審査・市場金融部門を統括する等、業務全般を熟知しており、取締役の職務執行の監査を的確、公正、効率的に遂行できる知識・経験と十分な社会的信用を有していることから、監査等委員である取締役候補者としたしました。

（注）高橋博昭氏と当行との間には、特別の利害関係はありません。

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

わた なべ ま さ か ず
渡辺 正和

(1969年7月17日生)

新任

社外取締役候補者

独立役員

■ 所有する当行株式の数 0株

■ 略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1996年4月 日本弁護士連合会登録

1999年4月 渡辺正和法律事務所開設（現任）

2012年4月 岩手弁護士会会長

2012年4月 日本弁護士連合会理事

2016年10月 盛岡家庭裁判所家事調停委員（現任）

(重要な兼職の状況)

弁護士

■ 補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由

弁護士として企業法務に精通しており、幅広い法律知識や識見を有していることから、当行の監査態勢を強化するとともに、客観的な立場から経営を監督し、重要な意思決定に参画する能力を有していると判断し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者としたしました。

- (注) 1. 渡辺正和氏は、当行の顧問弁護士の一人ではありますが、同氏に支払っている顧問料等の金額に照らし、当行の定める「社外役員の独立性判断基準」における独立性を満たしております。また、同氏が監査等委員である取締役に就任した際には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
2. 渡辺正和氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 渡辺正和氏は、過去において直接会社経営に関与された経験はありませんが、長年の弁護士としての識見と経験を有していることから、当行の監査等委員である社外取締役に就任した場合、その職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
4. 社外取締役との責任限定契約について
渡辺正和氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当行は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによって生じた当行に対する損害賠償責任を法令で定める最低責任限度額とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。

以 上

社外役員の独立性判断基準

当行では、社外役員の独立性について、株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を充足することを前提としつつ、社外役員の独立性基準を以下の各要件に該当しないものと定め、原則として社外役員（候補者を含む）が各要件に該当しない場合、独立社外役員に該当するものいたします。

1. 当行を主要な取引先とする者またはその業務執行者
2. 当行の主要な取引先またはその業務執行者
3. 当行から役員報酬以外に過去3年平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産を得ている会計専門家または法律専門家等
4. 当行の会計監査人または当該会計監査人の社員等
5. 当行の総議決権の10%以上の議決権を保有する大株主もしくはその業務執行者
6. 当行から過去3年平均で年間1,000万円以上の寄付等を受ける者もしくはその業務執行者
7. 次に掲げる者の配偶者または二親等以内の親族
 - (1) 上記1. から6. に該当する者
 - (2) 当行およびその子会社の業務執行者
8. その他、当行の一般株主との間で上記1. から7. まですで考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反関係が生じるおそれがある者

* 「主要な取引先」の定義

当行を主要な取引先とする者

（通常取引）直近事業年度における売上高に占める当行の割合（2%以上）を基準に判定する

（融資取引）当行が最上位の与信先であり、かつ、当行の融資方針の変更が甚大な影響を与える場合

当行の主要な取引先

（融資取引）当行の総資産の1%以上の貸付を行っている場合

（預金取引）当行の総預金の1%以上の預金を受けている場合

第137期（2018年4月1日から 2019年3月31日まで）事業報告

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果等

① 主要な事業内容

当行は、岩手県と隣接地域を営業基盤として、預金業務、貸出業務を中心に、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、公共債・投資信託・保険商品の窓口販売業務および信託業務等を行い、地域のお客さまに幅広い金融サービスを提供しております。

② 金融経済環境

2018年度の国内経済については、年度前半は個人消費が持ち直したほか設備投資も増加するなど緩やかな回復の動きが続く展開となった一方で、相次ぐ自然災害などの影響により7月から9月期の実質GDPはマイナス成長となりました。年度後半については、米中両国による貿易摩擦など世界経済の情勢にやや不透明感が漂いましたが、設備投資と個人消費を牽引役として緩やかな回復の動きが継続しました。

当行が主たる営業基盤とする岩手県内経済については、企業における生産の抑制や公共投資の弱さなどが懸念されましたが、全体としてみれば緩やかな回復の動きとなりました。生産活動は、食料品が足許で弱含みとなりましたが、生産車種の増加に伴い主力の輸送機械が大幅な伸びとなったほか、電子部品・デバイスも増産基調で推移しました。公共投資は、道路改良工事などがあったものの、前年の反動などからマイナス傾向が続きました。設備投資は、年度前半は大規模な機械・装置の更新などを要因に前年を上回りましたが、年度後半が前年比マイナスとなるなど、全体ではほぼ前年並みとなりました。住宅投資は、主力の持家が増加したほか、貸家や分譲住宅もプラス基調となりました。個人消費は、年度前半に足踏み感がみられたものの、乗用車新車登録台数が比較的高い伸びとなるなど概ね持ち直しの動きとなりました。

金融市場においては、日経平均株価の上昇等を背景に本邦金利に上昇圧力が掛かる場面もありましたが、長短金利操作付き量的・質的金融緩和の継続により概ねゼロ％程度で推移しました。当年度末における短期金利（無担保コール翌日物）は△0.060％、長期金利（新発10年国債）は△0.095％となりました。

③ 事業の経過および成果

当事業年度は、2016年度から2018年度までの3年間を計画期間とする中期経営計画「いわぎんフロンティアプラン2nd stage～The・イノベーション～」の最終年度として、地域の中小企業の皆さまを中心としたお取引先企業の業績の改善や向上に向けた各種支援のほか、個人のお客さまに対しては安定的な資産形成や利便性向上に向けた商品・サービスの提供に注力してまいりました。また、震災復興からのさらなる発展へ向かう取組みを支援するとともに、地域の次世代を支える新たな産業の育成・振興にも取り組んでまいりました。

○地域の経済活性化への取組み

企業の事業内容や成長可能性を適切に把握し、ライフステージに応じて経営課題の解決策を提案する事業性理解の取組みにより、地域のお取引先企業との関係性強化に努めています。また、新設した「いわて飛躍応援ファンド」をはじめとする各種ファンドにより、円滑な資金調達を支援したほか、販路の開拓・拡大、輸出などの海外展開を支援するため、「Netbix商談会」などの各種商談会や「Netbix台湾ビジネスツアー」を開催してお取引先企業のビジネスチャンスの創出に取組みました。加えて、お取引先企業の外国人技能実習制度の活用に関する支援強化を目的として、専門機関と「連携に関する覚書」を締結しています。

岩手県内は経営者の高齢化や後継者不足、加えて事業所数の減少が課題となっていることから、地域の産業や雇用を守るための事業承継やM&Aニーズに積極的に取組むとともに、「いわぎん次世代経営塾」の運営や「リエゾンー1研究開発事業化育成資金」の贈呈事業などにより、地域に新たな雇用を創出する起業・創業についても後押ししています。

※Netbix・・・Network For Business Information Exchange（ビジネス情報交換ネットワーク）の略称。当行、青森銀行、秋田銀行の北東北三行が、相互の支店網や情報収集力を活かして法人のお客さまに対するサービス向上を図るため、2003年4月に発足した連携組織。

○商品・サービス

事業者の皆さまの利便性向上に対する取組みとしては、当行が青森銀行、秋田銀行および山梨中央銀行と共同で構築した金融サービスプラットフォーム上で「電子交付サービス」の提供を開始しました。このサービスは利用者が一つの画面で複数の金融機関や企業から帳票データを受け取り、また管理することを可能とするものです。

個人のお客さまに対しましては、各種モバイル送金・決済サービスおよび電子マネーに当行の預金口座から即時にチャージできるサービスを拡大したほか、お客さまに当行の様々な情報を発信するため、「LINE@」公式アカウントの開設や「SMS（ショートメッセージサービス）」の取扱いを開始しました。また、2019年4月から、スマートフォン向けアプリの「いわぎんアプリ」において個人間送金サービス（名称：「オクロット！」）の提供を開始しております。なお、個人間送金サービスを搭載したアプリの提供は、地方銀行としては全国初となります。

○東日本大震災からの復興に向けた取組み

震災から8年が経過しましたが、被災された事業者の多くが販路の喪失や業績の悪化などの課題を抱えていることから、ビジネスマッチングなどの本業支援や各種ファンドによる投融資のほか、財務支援アドバイスなど、事業再建から再建後のフォローアップまで、きめの細かい支援活動を行っております。また、岩手産業復興機構などが事業再建支援のために買い取りした債権の一括返済に必要な資金を融資するエグジットファイナンスなど、2重ローンからの出口支援にも取り組んでおります。

震災後における地域のお取引先企業の大規模地震リスク対策および事業継続計画支援としては、引き続き、震災時元本免除特約付き融資「バックアップ・プラン」を取扱い、発生自体を避けることができない震災への対策強化を進めています。

○地方創生の取組み

いわぎん寄付型ローン「エールいわて」を創設し、貸出金利収入の一部を岩手県が推進する事業へ寄付しています。なお、寄付型ローンの取扱いは東北地方の金融機関では初めてとなりました。また、今年開催されるラグビーワールドカップ釜石開催の応援を目的として、新たに投資信託商品の募集を開始し、ご購入していただいた金額の一定割合相当額を「釜石市ラグビーこども未来基金」に寄付することとしました。

地域のインバウンド対策としては、岩手県内27市町村と締結した地方創生に関する連携協定に基づく取組みの一環として、ラグビーワールドカップの会場となる釜石市鵜住居地区とその近隣市町村を会場とした、外国人留学生によるモニターツアーを開催しました。また、外国人観光客などに対するキャッシュレス環境整備に向けた取組みとして、専門企業とキャッシュレス関連サービス普及に関して連携を行い、岩手県内の観光消費の拡大と観光地域づくりに積極的に協力しております。

社会貢献活動としては、国の重要文化財に指定されている「岩手銀行赤レンガ館」を地域の皆さまにコンサートや展示会等でご利用いただくなど、地域の賑わい創出や文化振興活動に取組んでおります。また、二戸市内に当行が管理する漆の林（愛称：「いわぎん漆の郷」）を所有して、漆の苗木の植栽や保全を行うなど、地域ブランドを守る・育てる活動を続けております。

○店舗施策・ＡＴＭ

店舗施策としては、店舗の老朽化に伴い山目支店（旧山目町支店）、湊支店および種市支店を移転開店しました。また、効率的な営業体制を構築し、お客さまへより一層質の高い金融サービスを提供するため、一関西支店を山目支店内へ、北上駅前支店を北上支店内へ、惣門支店を中ノ橋支店内へ、それぞれ「支店内支店」方式による統合を行いました。

ＡＴＭサービスについては、当行ＡＴＭを利用した即時振込の時間帯を拡大したほか、コンビニＡＴＭによる即時振込を２４時間可能とするなど、より便利にご利用いただける機能を充実しております。

○コーポレートガバナンス

当行は2018年6月に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しました。これにより、取締役会における監査・監督機能の強化を図るとともに、コーポレートガバナンスの一層の充実と企業価値の向上に取組んでおります。

(主要勘定および損益の状況)

このような施策のもと、営業活動および地域貢献活動に取り組んだ結果、当行の業績は次のようになりました。

○預金等

預金等（譲渡性預金を含む）は、法人預金や個人預金が増加したものの、公金預金が増加したこと、前期末比622億円減少し、期末残高は3兆2,268億円となりました。

また、預り資産は、保険や公共債の残高が増加したこと、前期末比163億円増加し、期末残高は2,883億円となりました。

○貸出金

貸出金は、地方公共団体向け貸出が減少したものの、中小企業向け貸出や個人向け貸出が増加したこと、前期末比433億円増加し、期末残高は1兆7,993億円となりました。

○有価証券

有価証券は、国債などの運用残高が減少したこと、前期末比796億円減少し、期末残高は1兆2,219億円となりました。

○損益の状況

経常収益は、利回りの低下により貸出金利息などの資金運用収益が減少したものの、株式等売却益などのその他経常収益が増加したことなどにより、前期比17億59百万円増収の437億13百万円となりました。

経常費用は、預金等利息などの資金調達費用が減少したものの、貸倒引当金繰入額などのその他経常費用が増加したことなどにより、前期比33億57百万円増加の372億94百万円となりました。

この結果、経常利益は前期比15億99百万円減益の64億18百万円となりました。当期純利益は、同10億5百万円減益の44億69百万円となりました。

④ 対処すべき課題

2019年度から、新中期経営計画（以下、新中計といいます）「いわぎんフロンティアプラン～To the Next～」(2019年4月～2023年3月)がスタートいたしました。新中計は、金融緩和政策の継続などによる貸出金や有価証券運用の利回り低下、規制緩和やデジタル技術の進展等を背景とした異業種との競合、少子・高齢化の進展による人口減少に伴うマーケットの縮小など、厳しさを増す経営環境を克服するために策定した計画です。

また、新中計は、2013年4月に策定した長期ビジョン「地域の牽引役として圧倒的な存在感を示すとともに、トップクオリティバンクとしての地位を確立する」を完遂させる最終段階となりますが、テーマを「地域の未来を共に創るC S Vの実践」として、その先の、地域と当行の発展を見据えた新たなステージであることも表現しています。

C S V (Creating Shared Value) とは、「共通の価値を創造すること」です。当行では、これまで以上にお客さまとの関係強化に努め、地域の課題に正面から向き合い、その解決に取り組むことで、お互いの社会的価値と経済的価値を高めていくことができると考えています。

こうしたことから、このテーマの下、「地域やお客さまの成長を実現するための質の高い付加価値の提供」「B P Rの推進とリソース配分の最適化による業務効率性の向上」「環境の変化に柔軟に対応できる市場運用・リスク管理・収益管理態勢の構築」「一人ひとりが知恵と行動により主体的に課題解決に取り組む組織風土の醸成」という4つの基本方針を掲げ、計画に基づく各種施策の遂行に役職員が一丸となって取り組んでまいります。

当行は、「地域社会の発展に貢献する」「健全経営に徹する」の経営理念を堅持し、地域との共存共栄を目指してまいりました。新中計におきましても、地域経済を強力にバックアップし、地域と一体となった発展を目指してまいります。今後も多くのステークホルダーの皆さまのご理解とご協力をいただくなかで、業績の向上と健全経営に全力を尽くしてまいりますので、一層のご愛顧とお引き立てを賜りますようお願い申し上げます。

(2) 財産および損益の状況

(単位：億円)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
預 金	30,012	30,561	30,801	29,574
定期性預金	11,869	11,689	11,759	10,672
その他	18,143	18,871	19,041	18,902
社 債	－	－	－	－
新株予約権付社債	112	112	106	－
貸 出 金	17,728	17,066	17,559	17,993
個人向け	3,641	3,795	3,946	4,160
中小企業向け	5,208	5,213	5,606	5,917
その他	8,878	8,057	8,005	7,915
商品有価証券	－	－	－	－
有 価 証 券	13,208	13,470	13,015	12,219
国 債	4,353	3,987	3,269	2,390
地 方 債	2,848	3,179	3,311	3,424
その他	6,006	6,303	6,434	6,404
総 資 産	35,167	35,499	35,545	35,077
内 国 為 替 取 扱 高	191,158	188,318	186,021	185,572
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 178	百万ドル 206	百万ドル 260	百万ドル 231
経 常 利 益	百万円 11,161	百万円 7,507	百万円 8,017	百万円 6,418
当 期 純 利 益	百万円 7,081	百万円 5,618	百万円 5,474	百万円 4,469
1株当たり当期純利益	円 銭 398 77	円 銭 314 40	円 銭 305 73	円 銭 249 48

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、損益計算書上の当期純利益を、期中の平均発行済株式数（自己株式を控除）で除して算出しております。

(ご参考) 企業集団の財産および損益の状況

(単位：億円)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
経常収益	465	458	471	485
経常利益	111	79	82	63
親会社株主に帰属する当期純利益	71	101	55	41
包括利益	16	51	61	△12
純資産額	1,930	1,982	2,033	2,009
総資産	35,143	35,524	35,568	35,094

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	1,452人	1,481人
平均年齢	38年11月	38年5月
平均勤続年数	16年6月	16年2月
平均給与月額	353千円	350千円

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 使用人数には、臨時雇用および嘱託は含まれておりません。
3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数の推移

	当年度末		前年度末	
岩手県	90店	(うち出張所1)	90店	(うち出張所1)
宮城県	9店	(ー)	9店	(ー)
青森県	7店	(ー)	7店	(ー)
秋田県	1店	(ー)	1店	(ー)
東京都	1店	(ー)	1店	(ー)
計	108店	(うち出張所1)	108店	(うち出張所1)

- (注) 1. 上記の営業店のうち3店（大船渡支店、大槌支店、気仙沼支店）については仮設店舗で営業を行っているほか、5店については同一建物内において複数店舗が営業する形態（支店内支店）となっております。
2. 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を219カ所（前年度末221カ所）設置しております。

□ 当年度の新設営業所

該当事項はありません。

(注) 次の店舗外現金自動設備を設置および廃止いたしました。

① 当年度中に設置した店舗外現金自動設備（３カ所）

北上駅前（北上市）

アクロスプラザ盛岡みたけ（盛岡市）

宮古市役所（宮古市）

② 当年度中に廃止した店舗外現金自動設備（５カ所）

南仙北（盛岡市）

ＮＥＣネットワークプロダクツ株式会社（一関市）

ユニバースみたけ店（盛岡市）

岩手医科大学付属花巻温泉病院（花巻市）

江刺ショッピングセンター（奥州市）

ハ 当行を所属銀行とする銀行代理業者の一覧

該当事項はありません。

二 当行が営む銀行代理業等の状況

該当事項はありません。

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

	金 額
設 備 投 資 の 総 額	1,705

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

□ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
１．山目支店の新築	271
２．ソフトウェアの導入・更改	250
３．湊支店の新築	240
４．ＡＴＭ関連設備	238
５．種市支店の新築	134

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社および子会社等の状況

イ 親会社の状況

該当事項はありません。

ロ 子会社等の状況

会 社 名	所 在 地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
いわぎんビジネス サービス株式会社	盛岡市中央通 一丁目2番3号	現金の精算・ 整理業務等	1979年 9月4日	10百万円	100.0%	－
いわぎんリース・ データ株式会社	盛岡市中ノ橋通 一丁目5番31号	電算機による 処理受託業務、 リース業務等	1972年 4月1日	30百万円	100.0%	－
株式会社いわぎん ディーシーカード	盛岡市中ノ橋通 一丁目2番14号	クレジット カード業務、 信用保証業務等	1989年 8月1日	20百万円	100.0%	－
株式会社いわぎん クレジットサービス	盛岡市盛岡駅前 通14番10-301号	クレジット カード業務、 信用保証業務等	1989年 8月1日	20百万円	100.0%	－

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ＡＣＳ）を行っております。
2. 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ＭＩＣＳ）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称ＣＮＳ）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しおよび預入れのサービスを行っております。
5. 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。

6. 株式会社セブン銀行、株式会社イーネット、株式会社ローソン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出しおよび現金自動預入れのサービス等（以下、コンビニＡＴＭサービスという）を行っております。また、株式会社りそな銀行、株式会社ファミリーマート、富士通株式会社、富士通フロンテック株式会社との提携によるＡＴＭ共同運用サービス「バンクタイム」により、コンビニＡＴＭサービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状況

(年度末現在)

氏 名	地位および担当	重 要 な 兼 職	その他
高 橋 真 裕	取締役会長（代表取締役）		
田 口 幸 雄	取締役頭取（代表取締役）		
三 浦 茂 樹	常務取締役		
菊 地 美貴男	常務取締役		
高 橋 博 昭	常務取締役		
佐 藤 求	常務取締役		
佐々木 泰 司	常務取締役（総合企画部長）		
三 浦 宏	取 締 役（社外役員）	株式会社岩手日報社 相談役	
高 橋 温	取 締 役（社外役員）	三井住友信託銀行株式会社 名誉顧問 京王電鉄株式会社 取締役	
宇 部 文 雄	取 締 役（社外役員）	東北生産性本部 会長	
千 葉 祐 嗣	取締役監査等委員（常勤）		
小 原 忍	取締役監査等委員（社外役員）	株式会社岩手めんこいテレビ 取締役副社長	
吉 田 瑞 彦	取締役監査等委員（社外役員）	弁護士	
菅 原 悦 子	取締役監査等委員（社外役員）	岩手大学 理事・副学長	

- (注) 1. 2018年6月22日開催の第136期定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、当行は同日付をもって監査等委員会設置会社へ移行いたしました。
2. 取締役監査等委員の千葉祐嗣氏は、常勤の監査等委員であります。常勤監査等委員を選定している理由は、執行部門の重要な会議への出席や内部監査部門等との連携、重要な各種情報収集や報告の受領等を行い、これらの情報を監査等委員全員で共有することで、監査等委員会の監査・監督の実効性を高めるためであります。
3. 第136期定時株主総会終結の時をもって、取締役 加藤裕一氏、取締役 岩田圭司氏、監査役（社外役員）望月正彦氏は退任いたしました。

4. 取締役（社外役員）三浦宏氏、取締役（社外役員）高橋温氏、取締役（社外役員）宇部文雄氏、取締役監査等委員（社外役員）小原忍氏、取締役監査等委員（社外役員）吉田瑞彦氏、取締役監査等委員（社外役員）菅原悦子氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
5. 取締役監査等委員（社外役員）菅原悦子氏は、2019年3月31日をもって岩手大学 理事・副学長を退任いたしました。

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支 給 人 数	報 酬 等
取締役（監査等委員である取締役を除く）	12名	261 (70)
取 締 役（監 査 等 委 員）	3名	22 (―)
監 査 役	4名	8 (―)
計	19名	292 (70)

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 支給人数には、2018年6月22日開催の第136期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名および監査役1名が含まれております。
3. 上記には、当年度に繰入した役員賞与引当金25百万円（取締役25百万円）、株式報酬型新株予約権45百万円（取締役45百万円）を含めており、これらの合計額を括弧内に内書きしております。
4. 監査役の支給人数および報酬等は監査等委員会設置会社移行前の期間に係るものであり、監査等委員である取締役の支給人数および報酬等は監査等委員会設置会社移行後の期間に係るものであります。
5. 上記報酬等のほか、使用人兼務取締役の使用人としての報酬として6百万円（使用人分給与3百万円、使用人分賞与2百万円）を支給しております。
6. 第136期定時株主総会で定められた取締役（監査等委員である取締役を除く）および監査等委員である取締役の報酬限度額（ただし使用人兼務取締役の使用人としての給与は含まない）は、次のとおりであります。
- 取締役（監査等委員である取締役を除く）
 - 年額260百万円以内（うち社外取締役20百万円以内）
 - 株式報酬型新株予約権 年額80百万円以内
 - 監査等委員である取締役
 - 年額60百万円以内

(3) 責任限定契約

当行は、社外取締役全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役が任務を怠ったことによって生じた当行に対する損害賠償責任を法令で定める最低責任限度額とする旨の責任限定契約を締結しております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼職その他の状況
三 浦 宏	株式会社岩手日報社 相談役
高 橋 温	三井住友信託銀行株式会社 名誉顧問 京王電鉄株式会社 取締役
宇 部 文 雄	東北生産性本部 会長
小 原 忍	株式会社岩手めんこいテレビ 取締役副社長
吉 田 瑞 彦	弁護士
菅 原 悦 子	岩手大学 理事・副学長

(注) 取締役監査等委員（社外役員）菅原悦子氏は、2019年3月31日をもって岩手大学 理事・副学長を退任いたしました。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言 その他の活動状況
三 浦 宏	9年9月	当期開催の取締役会14回の全てに出席しております。	経営者としての豊富な経験と幅広い識見に基づいて、当行の経営全般にわたり、貴重な指摘、意見を述べております。
高 橋 温	7年9月	当期開催の取締役会14回のうち13回に出席しております。	金融機関経営者としての豊富な経験と幅広い識見に基づいて、当行の経営全般にわたり、貴重な指摘、意見を述べております。
宇 部 文 雄	5年9月	当期開催の取締役会14回の全てに出席しております。	経営者としての豊富な経験と幅広い識見に基づいて、当行の経営全般にわたり、貴重な指摘、意見を述べております。
小 原 忍	6年9月	当期開催の取締役会14回および監査等委員会（監査役会）14回の全てに出席しております。	経営者としての豊富な経験と幅広い識見に基づいて、適宜質問し意見を述べております。
吉 田 瑞 彦	3年9月	当期開催の取締役会14回および監査等委員会（監査役会）14回の全てに出席しております。	弁護士としての専門的見地から、適宜質問し意見を述べております。
菅 原 悦 子	0年9月	2018年6月の就任以降に開催された取締役会11回のうち10回および監査等委員会11回のうち10回に出席しております。	学識経験者としての専門的知識や幅広い識見に基づいて、適宜質問し意見を述べております。

(注) 2018年6月22日開催の第136期定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、当行は同日付をもって監査等委員会設置会社へ移行いたしました。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	6名	21	—

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 支給人数には、2018年6月22日開催の第136期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名が含まれております。

(4) 社外役員の意見

上記(1)から(3)の内容に対する社外役員の意見はありません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数 49,450千株
 発行済株式の総数 18,497千株
 (注) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数

6,717名

(3) 大株主

(年度末現在)

株主の氏名または名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	890千株	4.97%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	874	4.87
岩手県企業局	611	3.41
岩手県	576	3.21
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	513	2.86
明治安田生命保険相互会社	481	2.68
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE U.S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS	475	2.65
株式会社三菱UFJ銀行	351	1.96
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	349	1.95
岩手銀行行員持株会	333	1.86

- (注) 1. 持株数等は千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 当行は、自己株式582千株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
 3. 持株比率は、自己株式を控除して算出しており、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名または名称	当該事業年度に係る報酬等	そ の 他
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 草野 和彦 指定有限責任社員 高橋 秀和 指定有限責任社員 成島 徹	56	信用リスク・アセット算出に関する規制要件の解釈に係る助言サービス業務、F A T C Aおよび日本版C R Sに係るアドバイザー業務

- (注) 1. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性等を総合的に検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分していないため、当該事業年度に係る報酬等の額には、これらの合計金額を記載しております。
3. 当年度中に、2018年3月期英文財務諸表の監査報酬として、有限責任 あずさ監査法人に1百万円を支払いしております。
4. 当行、子会社および子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は57百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会が会計監査人の選解任等について決定・判断するプロセスは、次のようなものであります。

監査等委員会は、平素より当行の経理・財務部門等（以下、経営執行部門といいます）と連携を図り、現任の会計監査人に関して、公認会計士または監査法人の概要、欠格事由の有無、内部管理体制、監査報酬の水準、会計監査人の独立性に関する事項等職務の遂行に関する事項（会社計算規則第131条）等について、監視・検証を行っております。また、監査等委員会は、経営執行部門から会計監査人の活動実態と欠格事由や問題点の有無に関する定性的評価を求めるとともに、会計監査人が監査品質を維持し適切に監査しているか評価を行い、選解任等の決定・判断を行っております。また、会計監査人を再任する場合においては、現任の会計監査人が再任に相応しい監査活動を行っているかどうか、選解任等の決定・判断プロセスと同様に監視・検証しております。

なお、上記にかかわらず、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合には、会計監査人を解任する方針です。また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、信頼性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、監査等委員会は、選任基準に基づき、会計監査人を再任せず、他の会計監査人の選任議案を株主総会に提出することを請求し、選任議案の内容を決定する方針です。

6. 財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

7. 業務の適正を確保する体制

当行の業務の適正を確保するための体制の整備について、取締役会で決議した内容の概要は次のとおりであります。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役は、当行の経営理念、行動憲章、行動規範等に基づき、率先垂範して法令等を遵守するとともに、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制を構築いたします。また、反社会的勢力との関係遮断を明確に定め、全役職員に徹底いたします。なお、これらを実現するための具体的手引書として、「コンプライアンスマニュアル」を作成し、具体的実践計画として「コンプライアンスプログラム」を定めております。

コンプライアンス体制としましては、コンプライアンスに関する重要事項について常務会に代わって協議を行うコンプライアンス委員会を設置しております。コンプライアンス統括部署により法務関連事項の一元管理を行うほか、本部各部および営業店全店に法令遵守担当者を配置しております。さらに、内部通報制度（コンプライアンス・ホットライン）を制定し、法令違反等が生じた場合の早期対応を図っております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書（電磁的記録を含む）その他の情報は、「簿書保存規程」等に基づき、適切に保存し管理しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役は、リスク管理の重要性を理解し、その管理プロセスに積極的に関与するとともに、リスク管理が適切に行われるための体制を構築いたします。そのため、リスク管理に関する基本的事項を「リスク管理基本規程」に定めております。

取締役会は、各種リスクの管理方針とリスク管理に係る重要事項の決定を行います。また、各種リスクの統合管理を常務会が行うほか、各種リスク管理の協議機関として、信用リスク委員会、ALM委員会、オペレーショナル・リスク委員会を置いております。

大規模災害をはじめ、当行の業務に著しい影響を及ぼすような緊急事態が発生した場合の行動基準や対応策等を明示し、来店客・役職員（家族）の人命尊重を最優先するとともに、一定水準以上の金融サービスを提供できる体制を確立するため、「業務継続計画」（BCP）を定めております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会とともに、取締役会より委任を受けた重要事項を協議・決定する機関として常務会を設置しております。また、取締役会の意思決定の妥当性を高めるため、取締役のうち複数名は社外取締役とするほか、取締役会の意思決定機能の強化、業務執行の効率化等のため、取締役会の決議により別に執行役員を置いております。

取締役は、「業務執行規程」および「職務権限規程」に定める業務分掌と職務権限に基づきその職務を執行するとともに、使用人の職務に関する権限と責任をこれらの規程に明確にして行う体制としております。

(5) 当行および子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当行グループの企業集団としての業務の適正を確保するため、当行の取締役が主要な子会社等の役員に就任し、職務の執行状況を監視・監督しております。また、「関連会社管理規程」および「関連会社運営要領」に基づき、関係部署が子会社等における経営状況等を定期的にモニタリングするなど、グループ運営体制の整備に努めております。

連結経営に対応した子会社等の監視・監督を実効的かつ適正に行うため、当行の内部監査部署による内部監査、当行の監査等委員会による業務監査および会計監査人による外部監査を実施しております。

当行と子会社等との取引について、「アームズ・レングス・ルール」の徹底を図っているほか、連結ベースでの財務報告の適正性および信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の整備、運用を図っております。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査業務の補助は、「業務執行規程」に定める部署の所属行員が行っております。また、監査等委員会がその職務を補助すべき専任の使用人を置くことを求めた場合は、業務を十分検証できる能力を有する者を配置し、その人事については取締役（監査等委員である取締役を除く）と監査等委員会が意見交換することとしております。

(7) 前号の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性および指示の実効性の確保に関する事項

補助使用人が兼任で監査業務の補助を行う場合は、補助すべき期間中は取締役（監査等委員である取締役を除く）等の執行部門の指揮を離れ、監査等委員会の指示、命令に従うこととしております。

取締役（監査等委員である取締役を除く）は、監査等委員会の職務を補助すべき専任の使用人の人事異動および考課を行う場合には、監査等委員会の意見を求めることとしております。

(8) 当行の取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人または子会社等の取締役等および使用人ならびにこれらの者から報告を受けた者が当行の監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

取締役（監査等委員である取締役を除く）は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況を報告しております。また、当行および当行取締役が役員に就任している子会社等に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、法令違反、またはその疑いがあるものを発見した場合には、監査等委員会に対し速やかに報告いたします。

当行および子会社等の取締役および使用人は、当行の監査等委員会が業務および財産の状況を調査する場合、迅速かつ的確に対応し報告しております。

(9) 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会に対して報告をした者について、人事上およびその他一切の不利益な処遇は行わないこととしており、行内規程に定めております。

(10) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行上必要な費用の前払いや償還の手続等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理いたします。

(11) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会を組織する監査等委員である取締役の過半数を社外取締役とし、対外透明性を担保しております。また、監査等委員会は、内部監査部署および会計監査人と連携し、効率的な監査を実施するよう努めております。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

当事業年度（第137期）における本基本方針に基づく運用状況の概要は以下のとおりであります。

○業務執行の適正性および効率性の確保ならびにリスクマネジメント

定例取締役会を12回開催したほか、常務会を44回、コンプライアンス委員会を4回開催しました。また、各種リスク管理の協議機関として信用リスク委員会を4回、ALM委員会を12回、オペレーショナル・リスク委員会を4回開催しました。さらに、法令違反等を未然に防止する等の目的で内部通報制度を制定しています。

○グループとしての業務の適正性の確保

子会社等とのコンプライアンスに関する連絡会議を2回開催しました。また、内部監査部門、監査等委員および会計監査人による外部監査を実施しました。

○監査等委員会の監査が実効的に行われることの確保等

監査等委員は、取締役（監査等委員である取締役を除く）の職務執行を監査するため、監査等委員会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、取締役会や常務会、コンプライアンス委員会等の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べました。

監査等委員会は、代表取締役との定期的会合を2回、監査等委員ではない社外取締役との会合を2回開催し意見交換を行いました。また、監査等委員と内部監査部署による情報交換会を12回（別途、監査等委員会設置会社移行前は4回開催）したほか、監査等委員と会計監査人による会合を10回開催（別途、監査等委員会設置会社移行前は3回開催）し、会計に関する情報等の意見交換を行いました。

8. 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

9. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

10. 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

11. その他

該当事項はありません。

貸借対照表

(单位:百万円)

[illegible]

第137期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
経 常 収 益	43,713	そ の 他 経 常 費 用	4,761
資 金 運 用 収 益	30,989	貸 倒 引 当 金 繰 入 額	4,032
貸 出 金 利 息	17,605	貸 出 金 償 却	0
有 価 証 券 利 息 配 当 金	13,325	株 式 等 売 却 損	126
コ ー ル ロ ー ン 利 息	10	株 式 等 償 却	29
預 け 金 利 息	31	金 銭 の 信 託 運 用 損	202
そ の 他 の 受 入 利 息	17	債 権 売 却 損	35
役 務 取 引 等 収 益	7,483	そ の 他 の 経 常 費 用	335
受 入 為 替 手 数 料	2,484	経 常 利 益	6,418
そ の 他 の 役 務 収 益	4,999	特 別 利 益	25
そ の 他 業 務 収 益	282	固 定 資 産 処 分 益	25
商 品 有 価 証 券 売 買 益	0	特 別 損 失	101
国 債 等 債 券 売 却 益	282	固 定 資 産 処 分 損	25
そ の 他 経 常 収 益	4,957	減 損 損 失	75
株 式 等 売 却 益	4,225	税 引 前 当 期 純 利 益	6,342
金 銭 の 信 託 運 用 益	20	法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,233
そ の 他 の 経 常 収 益	711	法 人 税 等 調 整 額	△360
経 常 費 用	37,294	法 人 税 等 合 計	1,872
資 金 調 達 費 用	1,237	当 期 純 利 益	4,469
預 金 利 息	428		
譲 渡 性 預 金 利 息	12		
コ ー ル マ ネ ー 利 息	9		
債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	144		
借 入 金 利 息	81		
金 利 ス ワ ッ プ 支 払 利 息	545		
そ の 他 の 支 払 利 息	15		
役 務 取 引 等 費 用	3,638		
支 払 為 替 手 数 料	350		
そ の 他 の 役 務 費 用	3,288		
そ の 他 業 務 費 用	1,808		
外 国 為 替 売 買 損	485		
国 債 等 債 券 売 却 損	79		
国 債 等 債 券 償 還 損	1,228		
金 融 派 生 商 品 費 用	14		
そ の 他 の 業 務 費 用	0		
営 業 経 費	25,848		

第137期末 (2019年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	394,250	預 金	2,953,676
買 入 金 銭 債 権	5,630	譲 渡 性 預 金	263,846
金 銭 の 信 託	12,775	コールマネー及び売渡手形	2,219
有 価 証 券	1,219,001	債券貸借取引受入担保金	6,514
貸 出 金	1,795,099	借 用 金	42,404
外 国 為 替	2,158	外 国 為 替	0
そ の 他 資 産	62,628	そ の 他 負 債	21,007
有 形 固 定 資 産	16,971	役 員 賞 与 引 当 金	25
建 物	5,952	退 職 給 付 に 係 る 負 債	2,133
土 地	8,861	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	18
リ ー ス 資 産	121	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	391
その他の有形固定資産	2,036	偶 発 損 失 引 当 金	249
無 形 固 定 資 産	1,038	繰 延 税 金 負 債	8,160
ソ フ ト ウ ェ ア	908	支 払 承 諾	7,828
リ ー ス 資 産	111	負 債 の 部 合 計	3,308,475
その他の無形固定資産	19	(純 資 産 の 部)	
退 職 給 付 に 係 る 資 産	4,523	資 本 金	12,089
繰 延 税 金 資 産	421	資 本 剰 余 金	5,666
支 払 承 諾 見 返	7,828	利 益 剰 余 金	154,162
貸 倒 引 当 金	△12,909	自 己 株 式	△2,945
		株 主 資 本 合 計	168,973
		その他の有価証券評価差額金	37,030
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△3,939
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△1,327
		その他の包括利益累計額合計	31,762
		新 株 予 約 権	208
		純 資 産 の 部 合 計	200,944
資 産 の 部 合 計	3,509,420	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	3,509,420

招 集 こ 通 知

参 考 書 類

事 業 報 告

計 算 書 類

連 結 計 算 書 類

監 査 報 告 書

第137期 (2018年 4 月 1 日から 2019年 3 月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
経 常 収 益	48,520	特 別 利 益	25
資 金 運 用 収 益	30,779	固 定 資 産 処 分 益	25
貸 出 金 利 息	17,623	特 別 損 失	101
有 価 証 券 利 息 配 当 金	13,097	固 定 資 産 処 分 損	25
コ ー ル ロ ー ン 利 息	10	減 損 損 失	75
及 び 買 入 手 形 利 息	31	税金等調整前当期純利益	6,252
預 け 金 利 息	17	法人税、住民税及び事業税	2,390
そ の 他 の 受 入 利 息	8,503	法 人 税 等 調 整 額	△325
役 務 取 引 等 収 益	4,242	法 人 税 等 合 計	2,065
そ の 他 業 務 収 益	4,994	当 期 純 利 益	4,186
償 却 債 権 取 立 益	30	親会社株主に帰属する当期純利益	4,186
そ の 他 の 経 常 収 益	4,963		
経 常 費 用	42,191		
資 金 調 達 費 用	1,238		
預 金 利 息	428		
譲 渡 性 預 金 利 息	11		
コ ー ル マ ネ ー 利 息	9		
及 び 売 渡 手 形 利 息	144		
債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	82		
借 用 金 利 息	561		
そ の 他 の 支 払 利 息	3,245		
役 務 取 引 等 費 用	5,219		
そ の 他 業 務 費 用	27,088		
営 業 経 費	5,399		
そ の 他 経 常 費 用	4,550		
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	849		
そ の 他 の 経 常 費 用	6,329		
経 常 利 益			

独立監査人の監査報告書

2019年5月9日

株式会社 岩手銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	草野和彦	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高橋秀和	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	成島 徹	㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社岩手銀行の2018年4月1日から2019年3月31日までの第137期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2019年5月9日

株式会社 岩手銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	草野和彦	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高橋秀和	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	成島 徹	㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社岩手銀行の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社岩手銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第137期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、当行の内部監査部門および内部統制部門等と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部および営業店において業務および財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類および附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2019年5月10日

株式会社 岩手銀行	監査等委員会
常勤監査等委員	千葉 祐 嗣 ㊟
監 査 等 委 員	小 原 忍 ㊟
監 査 等 委 員	吉 田 瑞 彦 ㊟
監 査 等 委 員	菅 原 悦 子 ㊟

(注)1. 監査等委員 小原忍、吉田瑞彦および菅原悦子は、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役であります。

2. 当行は2018年6月22日開催の第136期定時株主総会の決議により、同日をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しましたので、2018年4月1日から2018年6月21日までの状況につきましては、旧監査役会から引き継いだ内容に基づいております。

以 上

株主総会会場ご案内略図

会 場

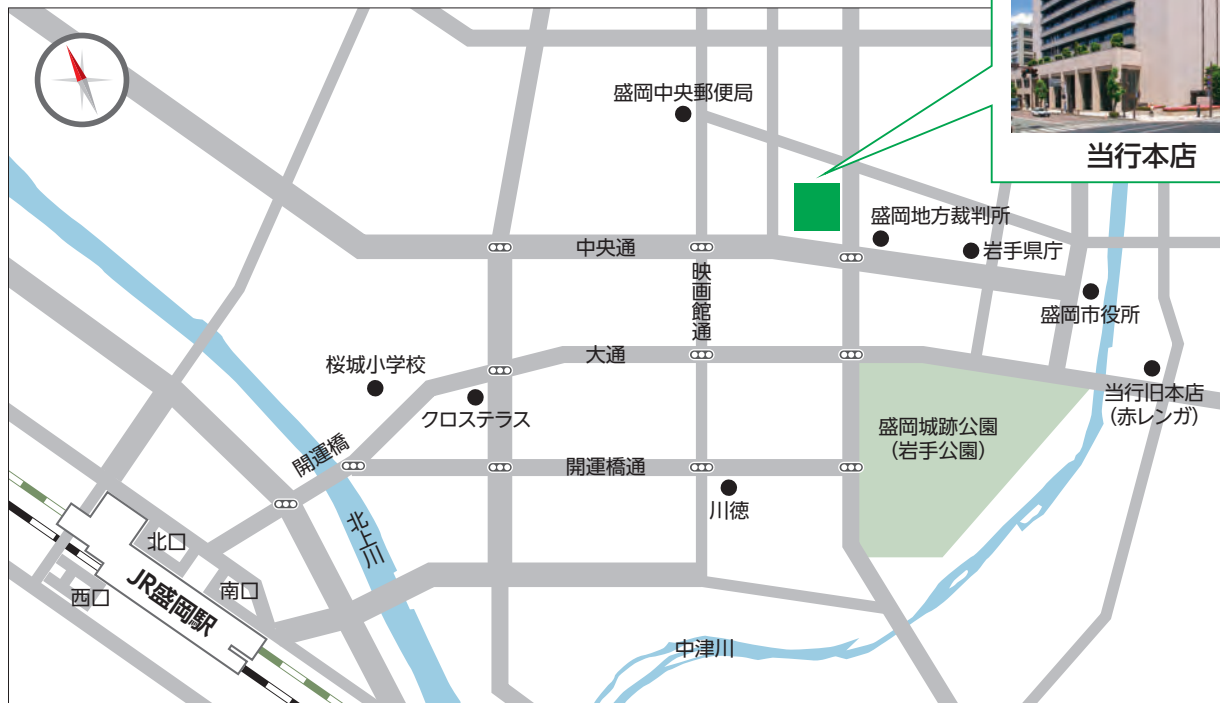
岩手県盛岡市中央通一丁目2番3号
岩手銀行本店9階会議室

電 話

019 (623) 1111 (代表)



当行本店



【お願い】駐車台数に限りがございますので、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。